

## 〔Ⅲ〕 公務災害・通勤災害の認定基準

## 公務上の災害（公務災害の認定基準）

公務上の災害と認定されるためには、公務と災害との間に相当因果関係があることが必要です。→公務起因性といいます。

この判断に際しましては、被災職員が公務に従事し、使用者の支配管理下にあったかどうか、一次的な判断基準となります。→公務遂行性といいます。

### 相当因果関係があるとは

「あの職務に従事していなかったならば、その災害は発生しなかったであろうし、その災害がなければ、この傷病等は生じてなかったであろう」

といった単なる条件関係があるだけでは足りず、さらに

「あのような職務に従事していたならば、そのような災害が発生しうるであろうし、そのような災害が発生すれば、このような傷病等が生ずるであろう」

といった傷病等の原因のうち、公務が相対的に有力な原因であると認められることをいいます。

## 1 公務上の負傷

負傷の公務上外の認定は、原則として被災職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断して行います。

これは、負傷の発生が外面的で可視的であり、公務遂行性が認められれば、改めて相当因果関係を考えなくても公務起因性が認められるためです。

しかし、公務遂行中に生じた負傷であっても、次のような場合には原則として公務災害とは認められませんので、十分に注意してください。

- ◎ 故意又は本人の素因によるもの
- ◎ 天災地変（暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火等）によるもの

→公務災害になる場合は 53ページ

- ◎ 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含みます。）

### (1) 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した負傷は公務災害になります。

職務を遂行している場合とは、

ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合（出張期間中の職務遂行中の負傷については 48ページ 参照）

イ 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合

ウ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合をいいます。

#### 公務災害になる事例

- 給食調理員が調理作業中に包丁で指を負傷した ①
- 看護師がC型肝炎患者の血液の付着した注射針を処理する際に、その針が指に刺さり負傷した ②
- 所属長の実施した柔道訓練に参加した警察官が、対戦相手に投げられて負傷した ③
- 体育祭のリレーにチームの一員として出場し、走行中に転倒し負傷した ④
- ごみ収集作業中に収集車から飛び出した木片が頭に当たり負傷した ⑤

#### 公務災害にならない事例

- 上司の引越しの手伝いを行っていたときに負傷した
- 武道訓練のため、職員が自発的、個別的に行った練習中に負傷した（警察官、消防職員に多いです。）
- 教員がPTA主催のバレーボール大会に参加して負傷した
- 定期健康診断の結果、精密検査を受けるよう指導され、自主的に精密検査を受けに行った際に負傷した

## (2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務付随行為又は職務随伴行為といわれるもので、業務待機中の行為、生理的 necessary 行為、公務達成のための善意行為などの、職務遂行に通常伴う合理的行為中に発生した負傷は公務災害になります。

**ア 業務待機中の行為**は私的行為とみられる場合が多いのですが、その行為が業務待機中として著しく社会通念を逸脱したものでない限り、原則として業務との関係は解消されていないものとして取り扱います。

**イ 生理的 necessary 行為**は勤務を遂行するために必要不可欠な行為であり、用便及びその往復路の構内での通行行為、水を飲む行為等が考えられます。

#### 公務災害にならない事例

- 公用外出中に、近くの民家の火事を発見し、消火活動中に火傷した（善意行為であっても、公務上の必要性のない、いわゆる道義的立場からの善意行為に当たる場合等は、原則として公務外とされます。）
- 勤務場所内に水場があるにもかかわらず売店等へジュースを購入した際、階段で転倒した（嗜好的要素が強いと推測されます。）

**ウ 公務達成のための善意行為**かどうかは、①担当外の職務に従事していたこと ②本来の担当者の不在 ③その公務の緊急性・必要性 ④その他客観情勢からみて、善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断されることが必要です。

#### — 昼食のため食堂との往復途上の災害 —

食事をとることそのものは私的行為です。

しかし、勤務公署内に食事をする施設がないか不十分な場合で、職員が勤務公署の近辺にある数軒の食堂（弁当販売店を含みます。）を利用せざるを得ない状況にあるときに、食事のため、勤務公署とそれら数件の食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為については、職務遂行に伴う合理的なものと認められます。

#### (3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の初め又は終わりにおいて、職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷は、公務災害になります。

ア 準備行為にあたるもの……………更衣、機械器具の点検、作業環境の整備など

イ 後始末行為にあたるもの……………更衣、機械器具の整備・格納、作業環境の整理、洗面、入浴など

#### — 出勤・退勤途上の負傷 —

勤務のために出勤し、また勤務終了後に退勤する場合で、**勤務公署内を移動する行為中の負傷は、通勤災害ではなく公務災害になります。**

なお勤務公署内かどうかは、任命権者の支配管理の及ぶ範囲かどうかで判断し、一次的な判断基準は「門扉主義」です。

#### (4) 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為は、合理的な必要行為と考えられることから、そのとき発生した負傷は公務災害になります。

#### (5) 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為は、緊急時の合理的な必要行為と考えられることから、そのとき発生した負傷は公務災害になります。

#### (6) 出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次のア～ウに掲げる場合を除き、公務災害になります。

ア 合理的経路又は方法によらない順路にある場合

イ 恣意的行為（喫茶、観劇など）を行っている場合

ウ 出張先の宿泊施設が住居（私用を弁ずる場所）としての性格を有するに至った場合の、当該施設内又は当該施設と勤務場所との間の往復途上にある場合→通勤災害の対象になります

65ページ。

なお、次のア～ウに掲げる場合は一般的に公務災害になると考えられます。

ア 出張用務そのものを遂行中の負傷（自己の職務遂行中と同様）

イ 旅行のための合理的経路（勤務場所⇔目的地）上の負傷

#### 合理的経路の取扱い

- 1 自宅から直接目的地に赴き、目的地から直接自宅へ帰るのが慣例又は任命権者から是認されている場合には、自宅⇔目的地も合理的経路として取り扱います。
- 2 **旅行命令によらない経路**であっても、次の経路に当たる場合には合理的経路として取り扱われますが、認定請求には、そのことが明らかに認められる資料等が必要になります。
  - ① 公務の必要又は天災等やむを得ない事情により変更された経路
  - ② 慣習的な経路
  - ③ その他その経路によったことが客観的に妥当と認められる経路

ウ 宿泊施設内における**通常の宿泊行為**（＝私用を弁ずる行為）中の負傷

#### 出張用務終了後に私的行為を行った後の帰路の取扱い

この場合を出張の再開継続か又は私的行為による職務の終了とみるかは一概にはいえず、①出張目的 ②私的行為の内容 ③時間的・場所的要素 ④その他の要素を各事案ごとに検討し判断するので、事実関係を十分に調査認定する必要があります。

#### 公務災害にならない事例

- 他の小学校の代替要員として約1か月の長期出張期間中、自宅から出勤する途上に負傷した→**通勤災害**になります。
- 私的理由により、出張前日に宿泊した実家から出張先へ赴く途上に負傷した
- 旅館内で著しく酩酊して、階段から転落した際に負傷した
- 出張用務を終了し、経路上にあるデパートに背広を注文するため1時間滞在した後、帰宅する途上に負傷した

#### (7) 出勤又は退勤途上の負傷

次のア～コに掲げる出勤又は退勤の途上にある場合に発生した負傷は、その通勤自体が使用者の支配拘束力の及ぶ状態にあるものと解されるため、公務災害になります。なお出勤又は退勤とは、住居（イの場合にあっては職員の居場所を含みます。）と勤務場所との間の往復行為のことをいいます。

## ポイント

- 1 次の場合は公務災害になりません。
  - ① 合理的経路及び方法（取扱いは 68ページ）によらない場合
  - ② 遅刻又は早退の状態にある場合（通勤災害になることはあります）
- 2 事故の外見は通勤災害と変わりませんが、公務災害の場合は、服務上の取扱いや基金からの給付内容に差がありますので、事実関係を十分調査し公務災害になるかどうか検討してから、請求手続きを行ってください。

- ア 公務運営上の必要により**特定の交通機関**によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- イ 突発事故その他これに類する**緊急用務**のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- ウ **午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務**に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- エ **午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合**の退勤の途上
- オ **宿日直勤務**を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- カ **引き続いて24時間以上**となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- キ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「**勤務を要しない日**」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ク **国民の祝日**に関する法律に規定する休日及び**年末年始の休日**に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ケ 勤務を要しない日とされていた日に**勤務時間の割り振りが変更**されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、**その日前1週間以内に変更**された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- コ アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

## 原則として公務災害になる事例

- 日曜日に出勤して勤務するよう、3日前に命ぜられた事務職員が出勤する途上に負傷した
- 前記ウに掲げる時間帯には該当しないが、特に命ぜられて1時間以上早く早朝出勤する途上に負傷した
- 通常の勤務が終了し、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した後の退勤途上に負傷した
- 前記エに掲げる時間帯を含む勤務時間を引き続いて勤務し、当該勤務が終了してから1時間程度仮眠をとった後の退勤途上に負傷した

## (8) レクリエーション参加中の負傷

地方公務員法第42条の規定に基づき、**任命権者（＝福利厚生担当課）が「企画、立案及び実施・運営した」レクリエーション**に参加している場合に発生した負傷に限り、使用者の支配拘束下にあるものとして、公務災害になります。

### ポイント

- 1 団体内に複数の任命権者がある場合は、各任命権者が単独又は共同で「企画、立案及び実施・運営した」レクリエーションであることが必要です。
- 2 認定請求に必要な添付資料
  - ① 年間計画書 ② 起案文等の写し ③ 実施要領 ④ 選手名簿 ⑤ 実施結果
  - ⑥ その他関連資料

### 公務災害になる事例

- 任命権者が企画・立案し、職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体と共同で実施した運動会に参加中に負傷した
- 任命権者が企画・立案及び実施したバレーボール大会の試合直前の練習中に負傷した
- 午前中の業務を終了し、勤務公署で昼食をとってからレクリエーション会場へ合理的な経路及び方法で赴く途上に負傷した

### 公務災害にならない事例

- 職員互助会の補助を受け、課の親睦会が実施したソフトボール大会に選手として参加中に負傷した
- 職員共済組合が市の委託を受けて実施したレクリエーションに参加中に負傷した
- 任命権者が実施するソフトボール大会の選手に選ばれ、所属長の承認のもと、勤務時間外に行われた事前練習中に負傷した
- 任命権者が実施した職員運動会に参加し、飲食しながら応援していた職員が、酩酊状態となり観客席から転落し負傷した

## (9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（前記(1)から(6)までに該当する場合のものを除く。）は、公務災害になります。

**ア** 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（前記(7)の**ア**に該当する場合を除く。）

**イ** 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

**ウ** 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

これらは、使用者の施設管理責任に着目したものです。

例えば、貯水池勤務の職員が帰宅途中、施設内の危険な場所にもかかわらず、柵を設けていなかったため、当該貯水池に転落し、溺死した場合、休憩時間にボール投げ中、構内のマンホールの蓋がこわれていたため、当該マンホールに落ちて負傷した場合などは、当該災害が使用者の管理下にある設備の不完全又は管理上の不注意という所属部局の責めに帰すべき事由によって生じたものであるから、これらの負傷は、公務災害となります。ただし、勤務を要しない日に私用で出勤した場合には、公務遂行性が認め難いので、公務外として取り扱われます。

#### (10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍において、当該宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は、公務災害となります。

この場合も、使用者の施設管理責任に着目したものです。

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍には、看護婦の寄宿舎、警察官の待機宿舍その他特定の業務遂行のため職員の入居を義務付けた宿舍が通常これに該当します。

#### (11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷

第三者から加害を受けて発生した負傷は、①加害行為と職務行為との間に因果関係が証明されること ②被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず、「けんか」という私怨状態に陥っていないことという、2つの要件のいずれもが満たされた場合には公務災害になります。

しかし、職務遂行中であっても、私的行為が直接の原因で災害が発生した場合は、この章の始めに述べたとおり、公務災害とは認められません。

##### ア 加害と職務行為との間の因果関係

例えば、警察官や税務職員などの職務は、正常な職権を行使することにより怨恨を抱かせる可能性（業務危険の潜在）が一般的に高いと認められており、加害と職務行為との間の因果関係の証明は比較的容易ですが、その他の職員の場合は、この因果関係を明らかに証明できるよう、詳細な調査が必要になります。

##### イ 応接態度の取扱い

第三者とのいざごは、一般に職員の応接態度から生じることが多く、業務は単なる契機にすぎない場合があります。応接態度が悪いということで口論となり、第三者から加害を受けて負傷したような場合は、原則として、この基準には該当しません。この場合は、偶発性の要素を考慮に入れたうえで、業務に内在する危険性、時間的・場所的關係等を総合的に検討して、自己の職務遂行中の負傷に該当するかどうかを判断することになります。

##### ウ けんかの取扱い

加害者も同時に負傷していることで、被災職員自身も加害者となっている場合などは、災害の原因がいわば「けんか」とみるべき場合があります。

この場合には、災害の原因が私怨に発展していることが多いため、発端は職務と関連があっても、職務との因果関係は既に失われているとみるのが通常であり、公務災害にはなりません。

## (12) 天災地変による負傷

暴風雨、洪水、地震、山崩れ、雪崩、落雷、噴火等の天災地変に起因して発生した負傷は、この章の始めに述べたとおり、職務遂行中に発生したものであっても、**原則として公務災害とは認められません**。これは、天災地変により被災する可能性は、職務と無関係であって、一般に職務に従事していると否かにかかわらず、その被害を受ける程度に変わりがないためです。

しかし、職務の性質によっては、天災地変による災害発生の危険性が通常当該業務に付随している場合もありますので、この原則に対する例外として、次の場合には原則として公務上の災害として取り扱われます。

ア 天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合

イ 罹災地域外から罹災地域内に出張中の場合

ウ 前記(4)又は(5)に該当する場合

エ 比較的小規模な天災地変で、施設等に内在する危険が当該天災地変を契機として具体化したと認められる場合

## (13) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務災害となります。

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき発生した負傷は、公務災害となります。

ただし、公務上負傷した職員が医者に行く途中自動車事故でけがをした場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務災害とはなりません。

## (14) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

前記(1)から(13)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務災害となります。

例えば、昼の休憩時間中、タバコに火をつけようとしたところ、作業衣服が午前中の油仕事で引火しやすい状態となっていたため、火傷をした場合は、公務災害となります。

## 2 公務上の疾病

認定基準では、疾病は、公務上の負傷に起因する疾病、公務に起因することが明らかな疾病、職業病に分けられ、公務上外の判断に当たっては、公務と疾病との間に相当因果関係が認められる必要があり、「この業務に従事していなかったならば（災害（原因である事故）が発生しなかったであろうし、その災害が発生しなかったならば）当該疾病は生じなかったであろう」という条件関係があり、かつ、「このような業務に従事していたならば（そのような災害が発生しうるであろうし、そのような災害が発生すれば）当該疾病が生じるであろう」と認められる場合に相当因果関係が認められ**公務上の疾病と認められます**。

したがって、当該疾病が、任命権者の支配管理下にあった（災害発生場所が職場であった場合を含む。）ことを単なる機会として発症した場合、すなわち「この業務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又は他に何らかの機会がなくても、なお発症したであろう」と認められる場合には、前提となる条件関係が欠けていることから、**公務上の疾病とは認められません**。このような場合には、任命権者の支配管理下にあったことを当該疾病に対する「**機会原因**」と呼びます。

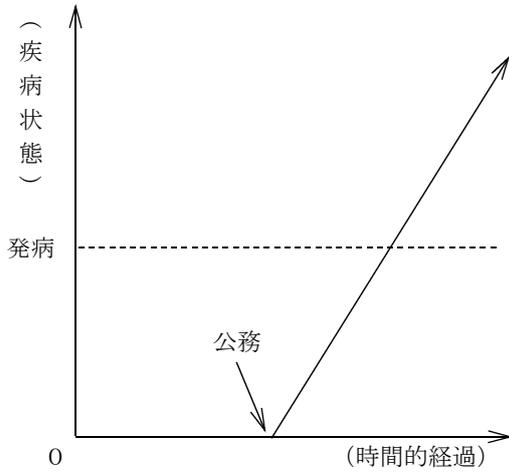
例えば、自宅においても、階段の昇り降りとか、バケツで水を運ぶときなど、ちょっとしたはずみで下腹部に力が入ると鼠経ヘルニア（股間の脱腸）を起こす人がいます。このような素因をもった職員が公務遂行中にちょっとしたはずみで鼠経ヘルニアを発症したとしても、それは、公務を機会として発症したにすぎないもので、公務起因性がないということになります。

なお、医学経験則上、公務と疾病との間の因果関係が明らかな疾病を「**職業病**」として、認定基準に明示し、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作業の程度が当該疾病を発症させる原因となるに足りるものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上の疾病とする取扱いがなされます。

しかし、この職業病として処理し得る疾病の生じるケースは特殊な勤務内容の職員に限られており、その他の疾病はすべて個々の場合について、「**公務上の負傷に起因する疾病**」又は「**公務に起因することが明らかな疾病**」であるかどうかを判断して決定されることとなります。

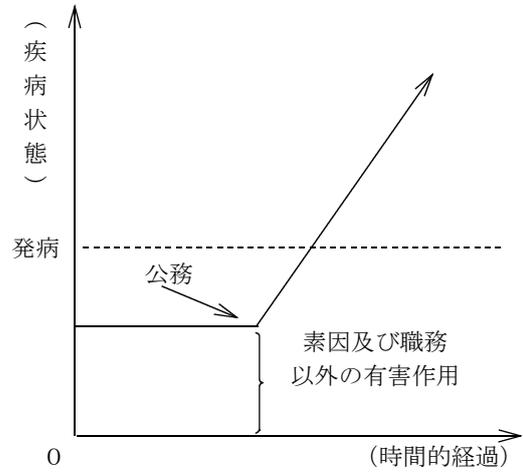
公務上の疾病に関する概念を図示すると次のようになります。

図1 単一原因による疾病（公務上）



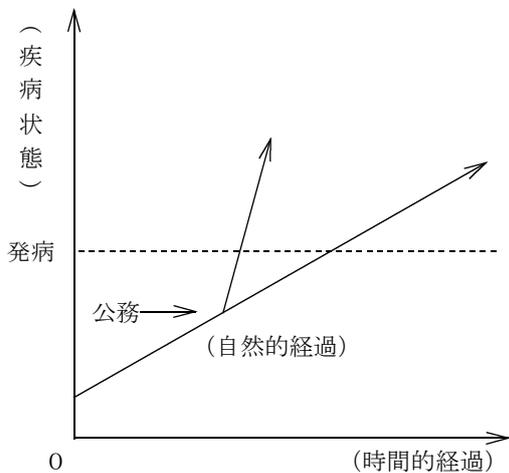
〔職務上の有害作用のみによって必然的に発症する場合で、**公務上**となる〕

図2 共働原因による疾病（公務上）



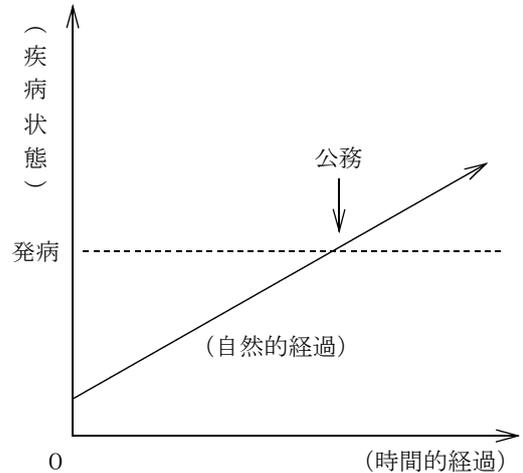
〔職務上の有害作用と素因等が競合して発症する場合で、前者が相対的に有力な原因となっている場合は、**公務上**となる〕

図3 基礎疾患又は既存疾病の発症又は著名な増悪（公務上）



〔職務上の有害作用により基礎疾患等の自然的経過を越えて発症し、または急激に増悪したと医学的に認め得る場合、急性の症状に限り**公務上**となる〕

図4 職務遂行中に機会原因として発病（公務外）



〔基礎疾患等を有していた場合で、発症または増悪が職務を契機として、あるいは職務遂行中に起こったとしても、自然的な経過または加齢等の原因によるものと考えられ、**公務外**となる〕

(1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げる場合の疾病とします。

- ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者がその負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
- ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
- エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

公務上の負傷に基づく疾病には、負傷によって直接発生する疾病（例えば、外傷性肋膜炎）だけでなく、その疾病が原因となって続発する疾病（例えば、外傷性敗血症からの脳膜炎）も含まれます。また、既往の私的疾病を負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われます。負傷に引き続く疾病が公務上となるには、当該負傷に起因して発病の時期が著しく早められ、又は著しく増悪したことが医学的に証明されなくてはなりません。

前記の場合を図示すれば、次のとおりです。

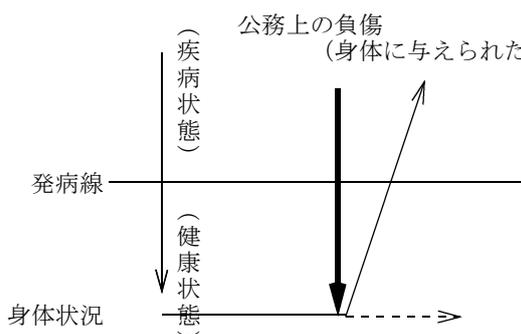


図1 アの場合

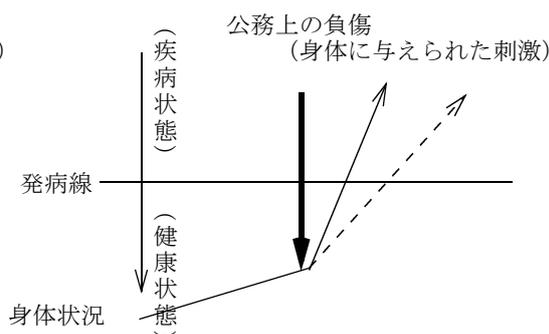


図2 イ及びウの場合

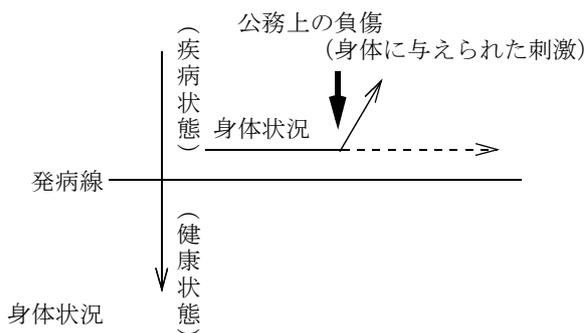


図3 エの場合

図1の場合は、通常発病の原因である身体に加わった刺激（負傷による刺激）が顕著にとらえられるので、認定は比較的容易であって、その刺激が公務上のものであれば公務上の疾病となります。

図2の場合は、素因の程度が高い場合にはごくわずかの刺激により、又はこれといった刺激がなくとも発病に至るので、発病の直接の原因を確定することの困難な場合が少なくないが、公務上の刺激により発病の時期を著しく促進したと認められる場合は公務上の疾病となります。

図3の場合も同様に、公務のために通常の経過をたどらず急速に著しい増悪を来した場合は公務上の疾病となります。

## (2) 職業病

次のアからカまでに掲げる職業病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとされます。反証とは、私的事由によって発病したという証明です。

例えば、つつが虫病に罹患した場合、通常はこれにいつどこで感染したかを証明することは困難であり、私生活における感染の危険性も考えられるので、通常の考え方をとれば、公務外とされる可能性が強いが、職業の考え方では、つつが虫病に感染のおそれのある場所において公務に従事していた以上、いつどこで感染したかを証明する必要はなく、私生活において感染したとの反証がない限り、公務上とされます。すなわち、私生活における感染の危険性より業務におけるそれの方が著しく高いとみなされるので、この場合に該当すれば、感染経路が特に明らかにされなくても、公務上の感染とみなされることとなります。

### ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- ② 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- ③ レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- ④ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- ⑤ 基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したために生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- ⑥ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- ⑦ 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- ⑧ 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- ⑨ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- ⑩ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- ⑪ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- ⑫ 超音波にさらされる業務に従事したために生じた手指等の組織え死
- ⑬ ①から⑫までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことのも  
明らかな疾病

### イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 重激な業務に従事したために生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- ② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- ③ チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指・前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

④ せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指・前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸型腕症候群

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

**ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病**

① 基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、基金が定めるもの

② ふっ素樹脂、塩化ビニール樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

③ すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

④ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

⑥ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

⑦ 空気中の酵素濃度の低い場所における業務に従事したために生じた酸素欠乏症

⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

**エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症**

**オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病**

① 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患

③ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

④ 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

**カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病**

① ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

② ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

③ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

④ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

- ⑤ ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑥ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- ⑧ ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ⑨ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- ⑩ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
- ⑪ すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

**（前記の職業病について）**

- 1 ア、イ、ウ、オ及びカの「これらに付随する疾病」とは、それぞれア、イ、ウ、オ、及びカに例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいい、イの「これらに付随する疾病」には、同イの③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれます。
- 2 アの⑤の「基金が定める電離放射線」とは、次の粒子線又は電磁波をいいます。
  - （ア）アルファ線、重陽子線及び陽子線
  - （イ）ベータ線及び電子線
  - （ウ）中性子線
  - （エ）ガンマ線及びエックス線
- 3 アの⑧の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれます。
- 4 エの「じん肺の合併症」とは、じん肺と合併した次の疾病をいいます。
  - （ア）肺結核
  - （イ）結核性胸膜炎
  - （ウ）続発性気管支炎
  - （エ）続発性気管支拡張症
  - （オ）続発性気胸
  - （カ）原発性肺がん

**（3）公務に起因する明らかな疾病**

「公務上の負傷に起因する疾病」及び「職業病」に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとされ、これに該当する疾病は次に掲げる疾病です。

- ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発症した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発症

した疾患

エ 次に掲げる場合に発症した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発症したもの

(ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

(イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

(ウ) 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨<sup>えん</sup>によって発症した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかな疾病

#### (4) 腰痛症

腰部の痛みを伴う疾病（以下「腰痛」といいます。）については、**職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。**

それは、腰部は常に体重の負荷を受けながら曲げたり、伸ばしたり、回旋したり等の動作を行っているため、腰痛は日常生活や仕事を問わず、また腰部に作用した力の程度にかかわらず発症するものであるからです。

そこで、腰痛については、診断書に記載された傷病名にとらわれることなく、災害発生の状況、症状、及び療養内容等を詳細に検討し、**公務起因性（＝公務との相関因果関係）が明らかに認められるか否か**によって、公務災害かどうかを判断することになります。

なおその場合、症状の発現状況の差異によって、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」があり、それぞれ異なった取扱いがあります。

##### 診断書の傷病名

診断書には傷病名として、「腰痛症」「腰部捻挫」「腰椎捻挫」「腰部挫傷」「腰椎々間板症」などが記載されますが、これらを総称して腰痛として取扱います。

#### ア 災害性の原因による腰痛

次の要件をいずれも満たしている腰痛の場合は、公務災害になります。

- ① 腰部に対して、**通常の動作とは異なる動作**による急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたこと（「**災害性**」といいます。）が、明らかに認められること。
- ② ①において腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたことが医学的に認められ、かつ、医学上療養を必要とすること。

##### 災害性が考えられる事例

- 重量物の運搬作業中にバランスを崩して転倒したり、重量物を2人で運搬中に1人が滑って荷物をはずしたりしたような、事故的な事由によって重量が瞬時に腰部にかかった場合
- 足場が悪いなどの事情があり、不適当な姿勢をとって重量物を取り扱ったときに、脊柱を支持する力が腰部に異常に作用した場合

#### 災害性が明らかでない事例

- 10kg程度の物を両手で持ち上げ、右方の台へ置くような動作
- 職務遂行中に椅子から立ち上がったたり、椅子に腰掛ける動作
- 床に置いてある物をつかむために前かがみになる動作

#### イ 災害性の原因によらない腰痛

前記アの腰痛のほか、職務の内容によっては、公務と相当因果関係が明らかでない場合には公務災害になることがあります。

① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に**比較的短期間**（**おおむね3カ月から数年以内**をいう。）に従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

(ア) 重量物（**おおむね20kg以上**のものをいう。）又は軽量不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

(イ) 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

(ウ) 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務

(エ) 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

② 重量物を取り扱う業務（**おおむね30kg以上**の重量物を勤務時間の**3分の1**程度以上取り扱う業務又は**おおむね20kg以上**の重量物を勤務時間の**半分**程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に**相当長期間**（**おおむね10年以上**をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

#### ウ 公務災害かどうかについての留意事項

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）、作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件を把握するとともに、必要な場合は専門医の意見を聴くことがあります。添付資料として**腰痛調書**が必要です。

## エ 治療の範囲・期間

公務災害による療養として認められる治療の範囲及び期間は、腰痛の発症又は増悪前の状態—急性症状の消退と—といいます—に回復するまでの期間で、医学上妥当なものに限ります。

### 急性症状の消退について

- ① 急性症状の消退日の取扱いについては、原則として出勤を開始した日としていますので、被災職員の勤務状況等を把握することが必要です。
- ② 基金では、急性症状の消退日までの条件期間を設けて、公務災害の認定を行います。認定請求に当たっては、急性症状の消退後直ちに、被災職員が作成し、所属長が証明する「急性症状消退の申立書」を提出してください。→治仰報告書で代用できます。

## (5) 脳・心臓疾患

いわゆる脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）については、業務のほか、本人の素因等の種々の要因が相まって発症するものであり、職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。

そこで脳・心臓疾患については、一般的に「公務上の負傷」が原因となって発症したこと、又は公務上の種々の要因と相当因果関係をもって発症したことが、それぞれ医学的に明らかに認められる場合に限り、公務災害として取り扱います。

なお、職員が職務遂行中に脳・心臓疾患を発症した場合には、災害発生の状況、傷病名、災害発生前の職務内容及び定期健康診断の結果等を調べた上、任命権者の公務災害担当者を通じ、基金支部へその取扱いについて相談してください。

### ア 公務上の負傷に起因する心・血管疾患及び脳血管疾患

次の①から③のすべての要件を満たすものは、公務災害として取り扱われます。

- ① 公務上の負傷による損傷又は症状と発症した疾病との間に、部位的又は機能的な関連が医学的に認められること。
  - (ア) 「損傷」には、切創、挫創等の開放性損傷のほか、打撲による内部損傷等の非開放性損傷を含みます。
  - (イ) 「症状」とは、損傷が確認されない場合でも、激しい頭痛、急激な血圧上昇等が認められることをいいます。
  - (ウ) 「部位的又は機能的な関連」とは、負傷部位が頭部、頸部、顔面である場合、神経系や血管系等の身体機能を介して発症する場合をいいます。
- ② 負傷の性質及び程度と発症との関連が医学的に認められること

負傷に起因する脳疾患は、多くの場合、頭部等の強度の打撲による負傷が発症要因となりますが、神経系や血管系等の身体機能を介して発症する場合には、必ずしも打撲によらないことがあります。

③ 負傷から症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学的に妥当と認められること

「症状の顕在化」とは、自覚症状が明らかに認められることをいい、通常は24時間以内に症状が顕在化しますが、脳疾患によってはそれ以上経過する場合があります。

イ 公務に起因することが明らかな心・血管疾患及び脳血管疾患

① 心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

(ア) 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症を基礎とする高血圧症、血管病変等の病体を加齢、一般生活による自然的経過を早めて著しく増悪させ、過重負荷を受けていたことが明らかに認められること。

- a) 次に掲げる職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
- ・爆発物等による犯罪又は大地震等の異常な自然現象若しくは火災等の異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
  - ・日常は肉体労働を行わない職員が、勤務場所等の火災等特別な事態の発生により、特に過重な肉体労働を行っていた場合
  - ・暴風等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
  - ・上記に掲げるものの他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合
- b) 通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこととして、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合。
- ・発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
  - ・発症前1カ月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合
  - ・発症前1カ月を超える過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合
- c) 上記に掲げる時間外勤務の他、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価すること。
- ・交替制勤務職員の深夜勤務中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況
  - ・著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況
  - ・緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況
  - ・精神的緊張を伴う職務への従事状況
- d) 上記b)及びc)の場合において、特に過重な職務等への従事状況等の評価については、同種同等職員等（基礎疾患を有しているものの、通常の日常の職務遂行に支障がない程度の職員も含む。）にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客

観的に行う必要がある。

- (イ) 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要であり、通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾病の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要があること。

② 認定対象疾患

(ア) 心・血管疾患

狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む）、重症の不整脈（心室細動等）、肺塞栓症、大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）

(イ) 脳血管疾患

くも膜下出血、脳出血、脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）、高血圧性脳症

③ 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性の判断に関する取り扱い

- (ア) 「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なるものであるが、①の(ア)のb)の場合にあっては、比較的長期間（発症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度）を要するものがあることに留意すること。

# 通勤による災害（通勤災害の認定基準）

## 1 通勤災害とは

通勤災害とされるためには、①勤務のため ②住居と ③勤務場所との間を ④合理的な経路及び方法により移動することに起因する災害であると認められることが必要です。

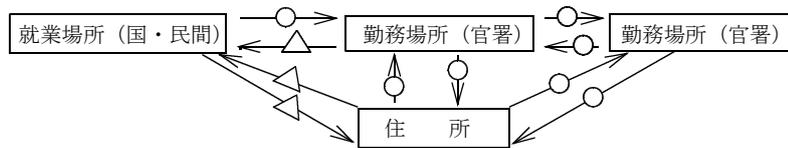
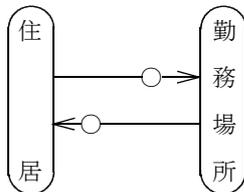
なお、合理的な経路を⑤逸脱し、又は前記の往復行為を⑥中断した場合には、その間及びその後の移動中の災害は、通勤災害にはなりません。ただし、その逸脱又は中断が、⑦日常生活上必要な行為をやるを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路及び方法に復した後の移動中の災害は、通勤災害になります。

以上のことを図に示すと次のようになります。

○は、通勤災害に該当  
×は、通勤災害に非該当  
△は、他法適用

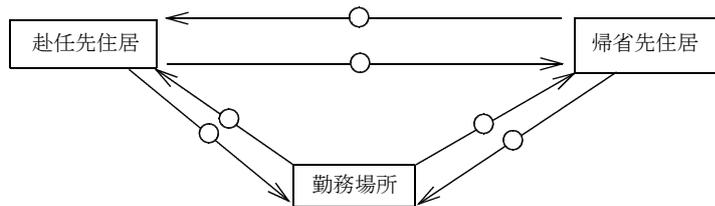
○合理的な経路及び方法の場合 (1) 一の勤務場所から他の勤務場所及び就業の場所から勤務場所への移動

(無許可兼業等に係る移動については除く。)



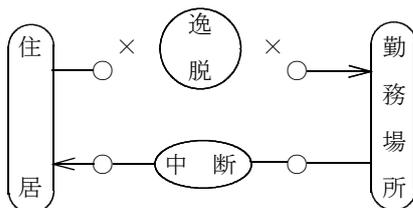
\*就業場所は災害補償制度（労災、国公災等）を適用している職場をいう。

(2) 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との移動

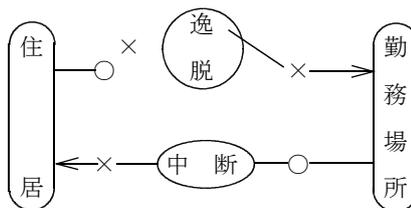


○逸脱、中断した場合

(⑦である場合)



(⑦以外の場合)



ポイント

異常な時間帯に出退勤するなど、公務の性質を有する出退勤に起因する災害は、公務災害になることがあります。

そのため、所属長等は出退勤時刻等を含め、事実関係を確実に把握したうえで、適正に処理する必要があります。

## 2 通勤の範囲について

通勤災害は、任命権者の支配管理のもとで発生する公務災害とは異なり、勤務と関連する通勤行為に限り、これに内在する社会的危険によって生じた災害を補償する制度であるため、その対象となる通勤の範囲は以下のとおり限定されています。

### ① 勤務のため

勤務に就くため又は勤務を終了したことによる移動行為をいい、当該移動行為が全体として勤務と密接な関連性をもって行われるものをいい、具体例は次のとおりです。

通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
<ul style="list-style-type: none"><li>○通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合</li><li>○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合</li><li>○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合</li><li>○次の勤務時間までの間に相当な間隔がある場合において、住居との間を移動する場合</li><li>○遅刻して出勤し、又は早退する場合（勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）</li><li>○単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（当該移動について合理的な理由がある場合に限る。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○出勤途中で自己都合により引き返す場合</li><li>○休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合</li><li>○任意参加の親ぼく会等に参加する場合</li><li>○勤務時間終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合</li> <li>○単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）</li></ul>

## ② 住 居

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊場所などをいい、具体例は次のとおりです。

通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点</li> <li>○単身赴任者等が家族の住む家から反復継続性をもって通勤をする場合の家族の住む家</li> <li>○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所</li> <li>○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等</li> <li>○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院</li> <li>○台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方出身者の一時的帰省先</li> <li>○単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居</li> <li>○家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家</li> </ul>

## ③ 勤務場所

職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指示を受けた場所をいい、外勤職員の外勤先なども該当し、具体例は次のとおりです。

通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の勤務提供の場所</li> <li>○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場</li> </ul>

④ 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を移動する場合に、一般に用いると認められる経路及び方法をいい、具体例は次のとおりです。

	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路	<p>(1) 経路の合理的解釈によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期券による経路</li> <li>○通勤届による経路</li> <li>○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路</li> </ul> <p>(2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路</li> <li>○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路</li> <li>○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路</li> <li>○誤って1～2駅乗り越して戻る経路</li> <li>○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路</li> <li>○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路</li> <li>○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路</li> <li>○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路</li> </ul>
合理的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電車、バス等公共交通機関を利用する場合</li> <li>○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合</li> <li>○徒歩による場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合</li> <li>○飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合</li> </ul>

⑤ 逸脱・中断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

なお、逸脱又は中断に該当するが、合理的な経路に復した後は通勤とされる具体例は次のとおりです。

<p>逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例</p>	<p>逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例</p>
<p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 〔日用品の購入に該当する行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次のものを購入する行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パン、米、酒類等の飲食料品</li> <li>・家庭用薬品</li> <li>・下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品</li> <li>・石油等の家庭用燃料品</li> <li>・身廻り品</li> <li>・文房具、書籍等</li> <li>・電球、台所用品等</li> <li>・子供の玩具</li> </ul> </li> </ul> <p>〔日用品の購入に準ずる行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独身職員が通勤途中で食事をする場合</li> <li>○クリーニング店に立ち寄る場合</li> <li>○理髪店、美容院に行く場合</li> <li>○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合</li> <li>○税金、光熱水費等を支払いに行く場合</li> <li>○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合</li> <li>○単身赴任者が、帰省先住居と勤務時間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日用品には属さないものを購入する行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・装飾品、宝石等の奢侈品</li> <li>・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財</li> <li>・スキー、ゴルフ等のスポーツ用品</li> </ul> </li> <li>○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等で飲食等をする場合</li> <li>○観劇等のため回り道する場合</li> <li>○同僚の送別会に行く場合</li> <li>○冠婚葬祭に行く場合</li> </ul>

◎次のような事例は、逸脱又は中断とはしない。

○経路上の店で、煙草、雑誌等を購入する場合

○駅構内でソバ等を立食する場合

(2) 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

[学校教育法第1条に規定する学校に該当するもの]

中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校

[職業能力開発促進法第15条6第3項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの]

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校

[上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの]

○学校教育法第124条に規定する専修学校における教育

○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練

○学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの

○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練

(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けること、その他これに準ずる行為

[病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為]

○趣味又は娯楽のためのもの

○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為

[病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為]

○接骨、あん摩、はり、きゅう等を施術を受けるため施術所に立ち寄る行為

○家族の見舞い等のための病院等に立ち寄る行為

**(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為**

[選挙権の行使に該当する行為]

○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為

[選挙権の行使に準ずる行為]

○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為

○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為

○地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為

**(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）**

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

<p>○歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合</p> <p>○人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎ立てる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合。</p>	<p>○単に様子を見に行く場合</p> <p>○通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合</p>
--	--

### 3 通勤による災害の認定

通勤災害とは、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡をいいますが、その起因性については、公務災害の場合と同様です。

#### (1) 負傷の場合

通勤途上の負傷は、原則として通勤災害に該当します。ただし次に掲げるものと明らかに認められるものについては、通勤災害にはなりません。

ア 故意によるもの

イ 本人の素因によるもの

ウ 天災地変によるもの

エ 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含みます。）

#### (2) 疾病の場合

通勤による負傷に起因して生じた疾病その他通勤に起因することが明らかな疾病が、通勤災害となります。